

（趣旨）

第1条 この使用要領は、動物実験センター使用細則（以下「細則」という。）第21条第2項の規定に基づき、遺伝子導入実験・飼育室使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（遵守）

第2条 遺伝子導入実験・飼育室を使用する者（以下「実験実施者」という。）は、組換えDNA実験指針（文部科学省告示第5号）及び本学組換えDNA実験安全管理規程のほか、関係する法令、指針その他の規程及びこの要領を遵守し、センター長の指示に従わなければならない。

2 実験実施者は、主任者・実験動物管理者及び管理職員と協力して動物飼育及び施設設備の正しい取扱いを心がけなければならない。

（実験の制限）

第3条 遺伝子導入実験・飼育室を使用して行える実験は、組換えDNA実験指針（文部科学省告示第5号）の定める物理的封じ込めの方法、P2レベルまでとし、実験・飼育室内で行うものとする。

（使用申込み）

第4条 遺伝子導入実験・飼育室を使用するときは、1週間前までに遺伝子導入実験・飼育室使用申込書（細則様式第6号、以下「申込書」という。）を提出する。

2 申込書を提出することのできる者は、当該研究計画において本学組換えDNA実験安全管理規程の定める実験責任者及び実験従事者の登録、実験の承認・届出等を終了しているものとする。

3 センター長は、実験実施者と協議のうえ使用の可否を決定する。なお、必要に応じて、本学組換えDNA実験安全委員会と協議を行うことができる。

（提出義務）

第5条 実験実施者は、本学組換えDNA実験安全管理規程の定めるところの実験従事者登録申請書、実験計画書及び実験承認申請書の各写しを、申込書とともに提出しなければならない。

2 動物実験・飼育を終了するときは、本学組換えDNA実験安全管理規程の定めるところの実験終了報告書の写しを提出しなければならない。

（実験・飼育室への出入り）

第6条 遺伝子導入実験・飼育室へ出入りすることのできる者は、実験実施者とし、その他の者はセンター長の許可を得るものとする。

2 実験実施者は、備付けの記録簿に記載のうえ、入退室する。

3 実験実施者は、遺伝子導入実験・飼育室への出入りには必ず専用の履物及び実験着を着用する。また、これらを着用したまま、実験・飼育室から退出しない。

4 実験実施者は、退出するときには、感染防止に必要な処置を行うとともに、電気・ガス・水道・火気の安全等を確認すること。

（動物の導入及び検疫）

第7条 実験実施者は、動物を導入する場合、必ず1週間前までにセンター長に申請しなければならない。

2 遺伝子導入実験・飼育室への動物の導入は、実験実施者が行う。

3 動物の検疫は、別に定める動物の検疫要領に従う。

（実験・飼育室の管理）

第8条 遺伝子導入実験・飼育室の管理及び室内の清掃・消毒は、実験実施者が行う。

2 飼育に必要なケージ・給水瓶・床敷・飼料は、センターで準備し、実験・飼育室への搬入及び交換等は実験実施者の責任で行う。

3 実験・飼育室で使用する専用実験着は、実験実施者が準備し、管理する。

4 動物の入退室は、実験実施者がその都度、入退室簿に記載し、センターに届け出る。

5 実験・飼育室内において異常を発見したときは、速やかにセンターに連絡するとともに、適切な処置をとる。

(実験の注意事項)

第9条 実験操作は、実験実施者の責任で行い、次の各号に掲げる事項を注意する。

- (1) 実験の実施に際しては、動物の処置等必要な実験を安全キャビネット内で行う。
- (2) 感染実験及び組換えDNA実験を行った動物及びその一部は実験区域外へ搬出できない。ただし、組換え体を滅菌消毒等により不活性化した場合は、この限りではない。
- (3) 病原体及び組換えDNA分子の入った容器を破損した場合は、適切な処置をした後、必ずセンター長に届け出る。
- (4) 火気の取扱いには十分留意する。

(使用済器材・汚物・死体等の処理)

第10条 実験・飼育室外に搬出する器材及び汚物・死体等の廃棄物は、完全滅菌後に搬出する。なお、死体等はビニール袋に入れて漏れのないように厳重に密封し、外部を消毒する。

2 器材及び汚物・死体等の廃棄物には、滅菌済みであることを滅菌テープ等のインジケーターで必ず明示し、所属部局名・実験実施者氏名・年月日を明記のうえ、所定の場所に収納する。

3 滅菌した器材等の搬出及び実験・飼育室を滅菌消毒した後は、センターに届け出る。

(改廃)

第11条 この要領は、管理運営委員会の議を経て、センター長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、SPF動物関係室使用要領（昭和63年12月15日制定）は廃止する。